

中世権門寺社の材木調達にみる技術の社会的配置

高橋一樹

中世前期を中心に

The Social Positioning of Technologies Seen in the Procurement of Timber for the Temples and Shrines of the Ruling Elite Focusing on the Early Middle Ages

TAKAHASHI Kazuki

はじめに

- ① 中世荘園の形成と柚山の確保
- ② 流通商品材の展開と造管用材調達方式の転換
- ③ 中核的集散地にみる技術の社会的配置の変容
おわりに

【論文要旨】

本稿は、中世後期を中心とした材木（造管用材）の生産・流通・消費に関する先行研究の成果をふまえて、中世前期における権門寺社の造管用材調達システムの変容と、その背後にある技術の社会的配置のあり方を論じた。

その結果、古代末期・中世成立期を通じて展開した畿内周辺における材木の交易活動の発展のうえに、広域的な流通商品材が発展していくのにもない、十三世紀後半を画期として造管用材調達システムが転換することを明らかにした。そうした動きの背景には、物資の集積・備蓄・売買にとどまらない中核的集散地のはたす社会的機能の変化があり、ここでは広義の製材加工に属する技術とその担い手が成長するとともに、同じく木材を使用する他の生業との併存関係についても問題提起を行った。

同様の視点は山林や都市の建設現場においても適用が可能であり、中世における材

木の生産・流通・消費のフローが、都鄙間においておおまかに成立しているものの、その各要素は比重こそ異なるにせよ、柚山・中核的集散地・建設現場それぞれの場で複合的に存在しているものである。その意味で、中世社会は、「製材」や「運送」といった技術が特定の空間・人材に固着しながら完全な社会的分業として成立しているとは言い難い側面を抱えていることも看過しえない事実であろう。

これらの中世の材木をめぐる生産・流通・消費の複合した各局面で技術の具体的な行使・継承と一体的に存在していた呪術的行為については、論及した史料の分析を含めて今後の課題とした。

【キーワード】 中世・材木・技術・寺社・生業

はじめに

前近代を通じて日本列島の多くの地域では、住宅をはじめとする建築物に木造技術を主として用い、その比重を高めてきた。とりわけ列島の広範囲に権力を及ぼしうる国家の成立と展開につれて、政治的中心地たる都城、そして首都的機能をもつ大都市では、大量の材木消費が恒常的にみられるようになる。早くも八世紀の正倉院文書中には、石山寺などの造営に関するまとまった史料群が含まれ、材木の用途や一定の規格、その入手・運送方法、対価に関する記述がみられることも周知に属する。^①

地域レヴェルで完結する生産と消費のミニマムな動きとも絡み合いながら、おおむね地方の採集地から中央の消費地へ材木が求心的に移動していく基幹的なルートが、古代から中世にかけて浮上してくることは否定しがたい事実である。それは、すでに一定の研究蓄積があるように、材木の移動が材木の規格化と商品化をともなう流通としての性格を強めていくものであった。^②と同時に考えなければならないのは、中世にかけて材木の商品流通という趨勢が強まるのにもなって、材木の生産と消費に必要な技術（さしあたっては採集から製材、加工、建築の各局面に必要な技術）の存在形態は固定したままではなく、立地・担い手などからなる技術の社会的な配置構造もフレキシブルに変化していったということである。しかも前近代社会においては、そうしたプロセスの要所ごとに呪術的な行為を随伴していたことも容易に推察されよう。

おもに文献史料を駆使した中世史研究の立場から、右に述べたような造営用材の生産・移動・消費のフロー、とりわけ都鄙間のそれをめぐる技術の社会的配置のあり方にアプローチしようとする際に、重要な導きの糸となるのが田村憲美氏の研究である。^③田村氏は中世後期に視点を据えて、流通史や環境史の成果にも目配りしながら、寺社の造営用材が調

達される経過を列島規模で典型的に把握している。

そこではまず、材木の入手方法が用材の種類により主に特注する場合と津・湊で購入する場合の二つあることが示されたうえで、「建築の場に視点を置いた材木の様態」を類型立てるべく、材木の「形状・用途」と「調達の契機」の二つの次元を設定して、前者を「非規格材」と「規格材」に、後者を「近隣材」と「流通商品材」とに区分した。このうち「非規格材」は「雑材」と「大物」に細分できるとし、また「近隣材」とは消費の場の近隣で調達するものであり、「流通商品材」は外部から流通してくる商品であると説明している。こうした理解を田村氏作成のチャートから簡略化して示すと、つぎのようになる。

近隣材 非規格材（雑材）・小型材

非規格材・概して大型材

流通商品材 大型の非規格材（大物）・高品質材

規格材（樽・板・柱）

田村論文の目的は、材木調達のあり方における「近隣材」の比重の高さを読みとり、そこから中世後期の「地域」的まとまりを抽出することにあつたが、本稿では「流通商品材」の展開に注目しながら、中世前期における首都京都の権門寺社による造営用材の調達の実態にせまり、とくに建築の場に視点をすえた材木の調達・消費という田村氏の分析視角をさらに深めて、造営用材の調達方法の変容と前述のような技術の社会的配置との関係を素描してみたい。その際、田村氏が中世前期における材木調達のあり方を「荘園公領制」の形成との関わりから分析するにあつて、材木の生産現場・流通経路・消費現場のそれぞれに現れる木屋の機能に着目すべきとしていることに留意したい。また、当該期における史料的な制約もあり、対象としては京都以西の瀬戸内エリアに限定することをあらかじめ断っておく。

なお、私は網野善彦氏の提唱した研究史上の過渡的概念である「荘園

公領制」を批判的に継承して、当該期の土地制度を中世荘園制と規定している^④ので、本稿でもこの概念にもとづき荘園の語をもちいることとする。

① 中世荘園の形成と杣山の確保

田村憲美氏が中世後期における造管用材の入手方法として示したモデル、すなわち杣への特注（杣誂え）と津・湊などの流通拠点での購入は、基本的に中世前期にもあてはまる。たとえば、弘安九年（一一二八）三月日大中臣公行重申状（『兼仲卿記』弘安十年九月十月記紙背文書、『鎌倉遺文』一五八六九号）には、二所大神宮等造営の用材として「手採之材木」と「買材木」の区別がみえる。前者は鎌倉初期の史料で「入杣採材木」（貞永元年十一月十二日尊性法親王書状、真経寺所藏法華経紙背文書、『鎌倉遺文』四四〇二号）ともいわれる杣からの調達（採取）で、後者が購入材にあたる。ただし、後者が流通材のみを指すか否かはひとまず留保せねばならない。論理的には杣からの材木購入もありうるからである。そこでまずは、前者（杣採材と呼ぶ）をめぐる需給関係を中世荘園制の形成と絡ませながら考えてみよう。

古代の官寺から推移した中世寺院、たとえば東大寺では、八世紀半ばに勅施入された伊賀国板蠅杣をはじめ、十世紀半ばに個人から寄進された玉滝杣など、いくつかの杣山を所有して修造用の材木を調達することができた^⑤。十二世紀末の再建時からは山林資源の豊富な周防国を造管料国として与えられてもいるように、国政レヴェルの支援が顕著である。

これに対して、おおむね十世紀から京都の郊外で摂関家などの権門勢家が建立しはじめた氏寺をはじめ、十一世紀後半から京内の仁和寺や郊外の白河・鳥羽などで次々に新造されていく天皇・上皇・女院などの御願寺には、朝廷から杣の施入が行われるわけではない。

藤原氏のなかで忠平流の一門寺として十世紀に建立された法性寺は、播磨国の市川上流に位置する大河内杣をもち、修造時に使う材木、樽を調達していた。のちに大河内杣は法性寺領大河内荘として史料にあらわれるが、十一世紀段階では寺家料を負担せず、あくまで修造用材のための杣であった（『小右記』長元元年八月二十一日条）。

史料上の明証のある八世紀以来、中世成立期にいたる奈良・京都での大規模造営は、畿内近国の各国から材木を調達するケースが圧倒的に多い。運搬上の都合がもつとも規定要因であったものと考えられるが、なかでも近国の西域をしめる播磨と摂津は、都市化と宅地開発の進んだ現在の阪神間における地形からも明瞭なように山地が瀬戸内海にせまり、しかも後述する播磨・摂津国境の争いや、播磨の清水寺が修造用材を摂津国内の住吉社神領杣山から採木しているように^⑥、両国にまたがるかたちで豊富な山林資源が存在していたことが特徴である。その山間を流れるくだる幾筋もの河川が瀬戸内沿岸を介して、あるいは直接に淀川と接続しており、京都と瀬戸内の諸国とを結ぶ大動脈たる淀川をさかのぼって、大量の材木を比較的短期間に京都・奈良へ運びうる一大供給地となっていた。

十一世紀前半に大安寺の造営で「播磨材木」が活用されているのははじめ、中世の播磨では三方山杣・三方西郷、香山保などで材木が産出されており、それらの周辺には杣人の分布も史料上で確かめられる^⑦。

また、摂津では、国衙などが杣山を流れるくだる主な河川に津守をおいて、運送される材木に率分を賦課していたようすが知られる。たとえば、武庫川上流に位置する普成仏院領野鞍荘は、同荘からの修理用材が広井・西宮・河面で率分未納のためしばしば抑留され、そのたびに鳥羽院序下文や後白河院序下文などで在庁官人あてに率分の免除を命じてもらっている^⑧。さらに、長承元年（一一三二）および嘉応三年（一一七一）に廣田社神人が太政官に訴えたところによると、権門勢家材木と号

して、撰津にある廣田社領（社家修理料所としての）¹⁰ 杣山の山手（檜皮・樽）と武庫川の率分（材木十支のうち一支）を弁済しない輩が増加しているという。

「権門勢家材木と号して」という表現は、率分を逃れるための口実で実態がないかのような印象をうけるが、十二世紀初頭に撰関家の藤原師実が高陽院殿を造営するに際して、藤原定綱が私家の造営用に播磨から調達していた材木を提供した事例（『小石記』寛治三年六月十五日条裏書）もあり、おおむね十二世紀を通じて権門勢家・寺社が撰津・播磨の杣山に進出していったのは事実とみてよからう。

十二世紀に本格化する王家や撰関家の御願寺の造営では、それを請け負った国司がおもに材木を調達し堂舎が完成すると、¹¹ 以後の修理に必要な材木等を調達するために、寺の財政をささえる荘園の設立とリンクさせて杣山を確保しなければならなかった。

十二世紀初頭に立荘された阿波国篠原荘は、わずか三十七町の免田の寄進をきっかけとして、実際には勝浦郡のほぼ全域を荘園とし、そのなかに千町とも千五六百町ともいわれる山野を「打ち籠め」「押し入れ」た。このため阿波国司が白河院庁に訴え、相論となった。そのプロセスで荘園領主側は、「材木を取る山を打ち籠めるの條、候わざる事なり、庄内に山野は少しく四至内に在りといえども、材木を取る事まつたく候わず、材木山に於いては他庄内に在り」と反論していることから、篠原荘の設立をめぐる領主側と国司側との対立点に、わずかな免田を足がかりとした荘域への広大な杣山の包摂があったことがわかる。¹²

篠原荘は立荘が強引に進められた事例だが、ほぼ同じ時期に法金剛院領の駿河国益頭荘が立荘される際には、国司の申請により「志太山」が荘域から外されている（『長秋記』大治五年十一月二十二日条）。荘域への杣山の包摂を嫌った国司と荘園領主との調整がはかられた結果であろう。中世成立期における王家や撰関家の御願寺領を核とする中世荘園の形

成は、堂舎のメンテナンスを名目とした材木確保のための山野囲い込みが行われた結果、国司や国衙とのあいだで衝突をひきおこした。それは前述した率分の賦課だけでなく、国司や国衙の側でも材木の需要があり、その供給地を国内に確保しておく必要があったからである。そうした国衙管轄の杣山を「国杣」という。

建仁元年（一一〇一）三月から四月にかけて、伊賀国の在庁官人等が東大寺を相手に訴えた内容によると、数年前に同国山田郡にある国杣が東大寺の荘園に押し籠められてしまい、国内に杣が無ければ、（伊賀国に割り当てられた）興福寺三面僧房の造営を遂げることができないので、せめて造営が終了するまで問題の杣山を国領（この場合は国杣）に戻すべきだ、という。十一世紀以降、院御所や御願寺の堂舎などの造営を請け負った国司たちは、国衙の協力を得ながら、任国内の国杣から材木を調達することになる。実際にはそれだけでは足りず、国司はさまざまな人脈を駆使しての材木集めに腐心しなければならない状況であったから、国杣を国領のなかに死守するべく、その争奪戦が荘園形成の本格化とともに激化せざるを得なかったである。¹³

中世成立期の山野における領主的規制を論じた戸田芳実氏は、杣・牧から発展した荘園とは別に、田畠の領掌から山野河海を含む領域性をもった荘園の形成について、「在地領主制の支配・領有体制を積極的に庄園体制の内部に吸収し、あるいはその影響下に支配・領有組織の領主制的改造を余儀なくされていた」と述べている。¹⁴ ここで留意しなければならぬのは、阿波国篠原荘の立荘でみられるように杣山を包摂した荘域の確保に荘園領主側の要求が強く働いており、その背後にある「在地領主の支配・領有体制」というのも、現地の住人レヴェルを巻き込んだ集団的な利害関係に規定されていたことである。

十二世紀前半における中世荘園の立荘に村落住人の動向がいかんにか反映していたかを知りうる希有の事例である紀伊国神野真国荘では、仁和寺

御室領の毛無原村と国領段階の猿河村とが山野の境界争いをつづけていた。現地の古老住人や国司、国衙在庁の裁定でも決着をみなかったため、猿河村の住人たちは鳥羽院庁の荘園である神野真国荘の立荘に入り込み、自分たちが主張する山林内の境界に同荘の勝示を打ってもらった。ところが、この境界を承認しない毛無原村の住人たちは、猿河村が切り出した「新御願寺」門柱五本を抑留する実力行使に出て、双方の荘園領主をまさこんだ中央での裁判に発展している¹⁵。また、播磨国淡河荘と摂津国山田荘は十二世紀から中世を通じて（近世にいたるまで）境界相論が断続的につづくことで知られるが、その実態は住人らの「山木を盗み取る」行為に象徴される山林争いにほかならなかった¹⁶。中世荘園が山野を包摂しうる前提には、現地住人による活発な伐木活動があり、首都京都方面への一定の材木供給がすでに行われていたのである。それは後述する京都・堀川の材木市場の十二世紀における活況からも窺えよう。

では、十二世紀段階の柚山からはどのような材木が供給されていたのであろうか。

十四世紀に制作された『弘法大師行状絵詞』巻七には、柚山での材木伐採のようすが描かれている。むろん写実的な描写ではありえないが、切り倒された木材のままではなく、建築現場にいたる運送のための縄を括り付ける穴Ⅱ鼻ぐりのあいた加工済みの材木がみられることには注意してよい。この点に留意しながら、天養元年（一一四四）十月に紀伊国神野真国荘の柚行事が同荘の柚山から「造下」した材木「四百九十八支」のリスト〔古田券・吉田文書、『平安遺文』二五三七・八号〕をみてみよう。その内容を日付ごとにまとめると、つぎのようになる。

七月二日 御門具足 門柱：四本 塘敷：四枚 中門板敷
板：廿三枚
七月廿七日 樽大樽：二百寸 樋：二支
八月廿三日 四五木并樽：七十支

九月二十三日 八九寸：廿支 七八寸：八十支
九月二十六日 垂木：三十支

十月一日 八九寸：四十五支 七八寸：八十寸 裏板：廿枚
前述のように、この時期の神野真国荘は鳥羽院庁に付属する王家領荘園として、新しい御願寺の門柱などを生産・搬出しており、右に列挙された門柱や塘板、中門の板敷板なども同様の特注品であろう。そのほかは樽や四五木・八九寸木・七八寸木といった規格材に、垂木・裏板などの基本的な部材である。

さらに保元二年（一一五七）の仁和寺材木送文〔仁和寺文書、『平安遺文』補八九号〕は、当時の仁和寺領荘園から運送された材木のリストと思われ、前述した阿波国篠原荘で採取された可能性もある。そこにも樽・檜樽・楢樽のほか、「樽六百六十一寸」として、

尺三寸：七寸 尺九寸：六支 八九寸：百支 七八寸：二百支
七六寸：六十支 五六寸：十四支 四五木：六支 垂木：二十七支
八三寸：三十七支 正目木：五十支 三寸半板：七十枚
二寸半板：三十枚 小二寸半板：二百五十枚

築地裏枚（板）：百四十三枚
というような各種の用材と枚数が列記されている。神野真国荘の事例と一致する八九寸木・七八寸木、垂木、裏板をはじめ、十二世紀段階の柚山で生産される規格材や部材のバリエーションを知ることができる。

つぎに、柚山から材木を搬出する木津や現地の加工施設である木屋で把握された材木のリストをみてみよう。やはり神野真国荘の柚奉行・山守らが天養元年十月十二日付けで賀天婆（同荘猿河村の山林をはさんだ東隣）の木津から引き出した材木のリスト〔古田券、『平安遺文』二五三九号〕から摘記すると、つぎのようになる。

戸板（八十枚） 正目樽（七十三寸） 冠木（百支）
三寸半板（五十六枚） 鼠走（三十六支） 裏板（四十一枚）

七八寸木（十六支） 保立板（七枚） 四五寸木（七支）

御宿所料借給板（廿枚） 樽（十一支） 正□木（三支）

杣で「造下」された材木と同様に、四五寸木や七八寸木、三寸半板、樽といった規格材に冠木・戸板・裏板・鼠走などの用途が明確な部材が挙げられている。この木津には木屋が存在していたはずで、杣と連携した製材のあり方が想定される。黒田日出男氏は、保延六年（一一四〇）¹⁷ 壬五月十八日伊賀国東大寺領材木点定注文〔高橋義彦氏所蔵文書、『平安遺文』二四二五号〕などにもとづき、伊賀国名張郡に展開する木屋の存在形態を検討するなかで、木屋の機能に言及している。東大寺の材木が置かれている木屋の名前と材木の名称が記された同注文の内容を摘記すると、つぎのようになる。

中村 檜樽・四五寸木・柱

芋生木屋 七八寸木・七六寸木・板・柱・門屋柱・板

重友門 四五木

土与丸門 五六寸木

真貞内 柱

清末内 四五木・歩板

安部田木屋 四五寸木・歩板

黒田氏によると、中村・安部田・重友門・土与丸門・真貞内・清末内は、「国司や東大寺によって設定・利用される公的な性格・役割をになう木屋であり、それが「杣の機能と有機的に結合して成立した、公的な材木集積・加工地としての性格を持つている」という。そこで把握された材木の種類は、杣や木津で確認される材木と見事に一致しており、十二世紀前半の杣山やその近隣に所在する木津・木屋で特定の寸法や建築物の用途に即した一定の規格材が生産されていたことは間違いない。

杣山やその近隣の木津・木屋でそうした規格材が製材されるにいたる歴史的背景を、史料上で明確におさえることは大きな困難をとまなう。

ただ、寺社等の造営主体が杣山に製材を発注する際の根拠は、個々の建築を実際に請け負う工匠たちの作成した部材リストであり、杣山で材木を採る作業にも担当の工匠が直接関与していたことが強く影響していることは確かである。

具体例をあげると、長元二年（一〇二九）八月、小野宮流の藤原実資が東北院の敷地内に亡父実頼の六観音を安置する観音堂を再建することとなり、大工常道茂安に丈尺を打たせて必要な材木の注文を提出するよう命じ、それにあわせて播磨国の大河内杣に材木料の米三十石を支払い、大工茂安を現地に派遣して材木を採らせている〔『小右記』長元二年八月十六日条〕。このような一連の作業工程は、少なくとも八世紀にはさかのぼり、正倉院文書の天平宝字五年十二月二十八日矢口公吉人屋丈尺勘注解〔『大日本古文書』四〕に、

土居桁（広一尺二寸・厚一尺）・柱（方七寸）・梁（方九寸）・桁（方九寸）・垂木（方六寸）・古麻比（方六寸）・宇太知（広八寸・厚四寸）・棟（方七寸）・博風（広九寸・厚三寸）・於蘓比（方五寸）・背板（広五寸以下）

柱（方一尺）・梁（広九寸・厚八寸）・宇太知（広八寸・厚九寸）・桁（広九寸・厚四寸）・古麻比（方五寸）・垂木（方五寸）・棟・上下長押（広八寸・厚五寸）・壁持板・壁依板・戸・触柱・桁・敷板・庇廻敷板・庇柱・桁・博風（破風）・背板

とあるように、家屋内のおもだった部位に即した用材の名称がすでに存在し、それぞれの寸法を計測して書き上げる書面が存在していた。そこにみえる木口の広さと厚みの寸法は、これまでみてきた杣や木屋で製材される規格材のそれとよく合致している。そして、同じく正倉院文書中の石山寺造営関係史料として著名な天平宝字六年正月十五日雑材并檜皮和炭等納帳〔『大日本古文書』四〕からは、

黒木桁・柱・古万比（木舞）・佐須（差寸）・弊軸・馬乗・下桁・敷

見・鼠走・架・薄風（破風）・波多板（端板）・長押・角木・宇助・
目草

相樽・比蕪（比曾）

方七寸桁・五六寸桁・七八寸桁

といった、前掲の丈尺勘注解とも共通し、後世に名称が継承される各種の部材が、近江などの杣山に設置された「作所」で採取ないし錢によって購入されていることを確認しうる。柱・梁・桁などの構造材はもとより、木舞や差寸、幣軸、敷見、鼠走、破風、端板といった基本的な部材は、建造物の個別具体例に左右される度合いの大きい長さはともかく、木口の広さと厚み、あるいは板の寸法に大差があるわけではなく、工匠から測量にもとづいた発注が積み重なっていくなかで、徐々に杣山や木屋の現場で材木の規格化がはかられていったことは十分に想定できよう。中世成立期には、そうした製材技術を保持する杣山を荘園設立時に囲い込み、権門寺社による造営用の杣採材が確保されていたわけである。

ところが、十四世紀初頭における賀茂別雷社の造替では、美作国富美荘の杣山に番匠二名を派遣して材木を採り、阿波・安芸・周防の社領荘園三ヶ所からも材木を調達しているが、中世荘園制の形成段階とは異なる材木調達の方法、とりわけ杣採材の入手先としての社領荘園の性格から変容している事実がみうけられる。同時期の史料にみられる「買材木」、すなわち購入材の問題と関わらせながら、章をかえて検討しよう。

②流通商品材の展開と造営用材調達方式の転換

朝廷の木工寮や修理職が関与する造営事業の用材はもとより、権門勢家・寺社の需要にもとづいて、美濃・飛騨・近江・山城・丹波・摂津・播磨・河内・紀伊・大和といった畿内近国で採取された材木は、「家材木多在大津・勢多并淀等」（『小右記』長和三年二月九日条）といわれるよう

に、大津・勢多・淀、さらに木津や寝屋といった京都近郊の主要な湊津に集積されていた（『小右記』長和二年八月十一日条、長和四年六月十二日条）。なかには京内の邸宅に材木を保管する場合もあったようで、『小右記』万寿元年十二月二十七日条によると、摂関家の藤原教通が備前守藤原経相宅にあった材木三百余物を奪取させた事件が知られる。

そうした「家材木」の所有と裏腹の関係として、貴族層による材木の売買行為もみられるようになる。たとえば、長承三年三月六日肥後守藤原某材木売券（古文書纂二十六横尾勇之助所蔵文書、『平安遺文』二二九九号）は、現任の国司である藤原某が京内の宅地購入の代金として材木を売った際の売券で、つぎのような材木を載せている。

八九寸木（一〇七支）直一〇七石：支別一石

方尺木（一二支）直二〇石四斗：支別一石七斗

尺九寸木（一五支）直二二石六斗：支別一石五斗

交易八九寸木（六〇支）直三〇石：支別五斗

八九寸、方尺、尺九寸といった規格材のみであるが、前述した備前守私宅の材木といい、この肥後守所有材木の売買といい、畿内近国の杣山で乱伐された木材の入手だけでなく、国司たちによる国産材の材木流用とその交易が広く行われていた可能性を示している。同じ八九寸木でありながら、冒頭の材木と末尾の材木との価値が異なり、後者が「交易」によって入手されたものであることも、まさにその点を裏付けている。

これは別の見方をすると、中央での造営に際しての材木調達が、京外の杣山から材木を採取して建築現場に運搬する、という単純なフローから変容しつつある実態が背景にあるのではなからうか。黒田日出男氏は、十二世紀前半の伊賀における木屋の存在形態を論ずるなかで、木屋が国司や東大寺のもとめる材木だけでなく、私的な交易によって材木を都市に流出させていたこと、さらに十一世紀半ば以降の史料から、京都南郊

の泉木津などで所定の価格（方二尺木二支が三百疋、七八寸四支が四十疋で、いずれも泉木津定）にもとづく規格材の取り引きがなされていたことを指摘している。⁽¹⁹⁾ 遅くとも十二世紀末には京都・堀川の材木市場の活況が『愚管抄』などから確認できることも参照すると、畿内近国の山で生産された規格材の京都近郊の要津における交易活動は、中世荘園による囲い込みと平行しながら、十二世紀を通じて発展していったと考えられよう。

一方、大勧進重源の活動で著名な十二世紀末の東大寺再建事業は、まさに山林資源にめぐまれた周防の杣から材木を採取し、瀬戸内海を運送して奈良に到着する、という経過が明瞭であり、当該期における権門寺社の造営材調達方法の一般的なイメージをかたちづくるかにもえる。しかし、そもそも周防の現地では、まったく異なる風景が広がっていた。

十三世紀初頭に東大寺再建事業をひきついだ行勇の意向により、造営料国周防守藤原顕嗣の奏状をうけて出された貞永元年（一二三二）八月十二日官宣旨によると、「杣の便宜たるにより」造営料国とされた周防国内の杣山には諸国商人が満ちあふれ、地頭や国衙の在庁も巻き込んだ材木の乱伐・交易がさかんに行われているため、商人による材木交易の停止が命じられている。そして同様の事態は、すでに重源の段階からあったという。重源段階の東大寺造営が杣採材とその運搬にこだわったゆえに、周防から奈良への材木運搬をめぐって公武権力が腐心せざるをえなかったのが実情で、むしろ十二世紀から十三世紀前半にかけて材木の商品流通は押さえがたい趨勢になっていた。

十三世紀後半はその意味で大きな画期となったようである。田村憲美氏が紹介した文永八年（一二二七）山城国綴喜郡多賀郷鎮守高神社本殿造営流記によると、多賀郷を構成する三ヶ村の代表者各二人らと大工一人が買い付けてきた材木は、つぎのとおりであった。

八九寸（二七支）・直六貫五〇〇文

三寸間（六二枚）：直四貫八〇〇文

阿波檜樽（七三寸）：三貫五〇〇文 七九寸（六支）：直三貫文

軒柱（四本）：直六一〇文 梶真佐（二支 天井料）：直四〇〇文

妻戸板（二三枚）：直七〇〇文 熊野木（四支 妻戸料）：直二四〇文

坪板（二五枚）：直三〇〇文 石見樽（七〇寸）：直七〇〇文

阿波檜樽・石見樽・熊野木といった産地名を付したブランド材に加え、八九寸・七九寸・三寸間といった規格品、さらに用途に即した規格品である軒柱・妻戸板・坪板などがそれぞれの価格とともに列記されている。

阿波檜樽に代表されるブランド材は、実際は同国内の数カ所で生産される樽の総称であったと思われるが、この史料を初見として、著名な文安二年（一四四五）の『兵庫北関入船納帳』にいたるまでに、「海部樽」「宍喰樽」「麦井樽」「平島クレ」といった阿波国内の具体的な産地名を付して細分化し、さらに他国でも「由良樽」（淡路）・「牛間樽」（周防）・「甲浦材木」（土佐）・「山国木」（丹波）・「安芸四五」といった産出地や積出港の地名を付したブランド材が続々と史料上に登場してくる。まさに十三世紀中葉は、その出発点にあたる時期であった。

ブランド材を含む流通材の本格的展開をうけて、正元元年（一二五九）の日吉社造営では、座主宮尊助法親王が調達された材木について「杣材木に非ずと雖も、用いらるるの条、苦あるべからざるの由」を院奏して、後嵯峨院もそれを了承している（『経俊卿記』正元元年四月二十日条）。杣採材による造営を理想としながら、もはや購入材に頼らざるを得ない転換期の状況を伝えている。また、十四世紀前半における賀茂別雷社の造替では、同時期の神主の手になる遷宮記によると、

同年（乾元二年、高橋注）三月、廿一日、せんけ状到来也、其後庄々へめしの用とヲめす、むかしハ庄々にれうもくをあつといへとも、文永とこのたひとハ一所にして御さいもくをとる間、ミな神領の田たいに随て用とヲめす也、

というように、社領荘園からの材木採取ではなく、「一所」すなわち六条殿領美作国登美荘の目木川と支流の余ノ川、白賀川の流域の位置する著名な柚山から採取するとしている。そして社領荘園三ヶ所については、田代に随って用途を召すと記し、「庄々へおほくさいもくとまかはす」として、つぎのように説明している。

一、あわの御領にてハ、三寸ま・御ひわた・ひくれ・まきのいたこれは玉かきの御料也、これらをおほくやかて庄のめしの用にてか

ふ、

一、すおうの御領にてハ、七八九寸等ヲおほくかはす、同めしのようと也、

一、あしの御領にてハ、ひそ・こやのさいもくともらせてのほす、ひそふそくによて猶めす、ねんくのくれ二たひに六百支ばかりまいる、

「あしの御領」とは美作国の安志荘をさす。阿波・周防・美作の社領荘園は、その国名から考えて、いずれも柚山の立地に着目して設立されたはずである。ところが、美作の安志荘からは比曾や年貢の樽を納入されているが、阿波・周防の荘園では規格材や檜皮などを購入させている。十三世紀半ばの前々回造替までは、これら山林資源の豊富な周防・阿波に所在する社領荘園で造管用材を採取・納入させていたが、前回造替時の文永期からは各荘園に用途を賦課して、それで材木を購入させるようになったというのである。

さらに、柚採材にしても、社領ではない美作国富美荘の柚山から、荘園領主らとの「内縁」を使って採取するように変化している。その際、工匠とともに美作の社領荘園から公文と百姓を富美柚に派遣していることから、同じ美作でも社領荘園においては度重なる伐採で材木が枯渇し、百姓たちの技術を他荘で利用したことも考えられる。いずれにせよ、柚山を荘園の設立と領有によって確保し、材木の現物を荘園制的収取に

よって調達する段階からの質的転換を象徴する事実である。

十三世紀後半における柚山の現地でも、それに対応する動向が確認できる。たとえば寂楽寺の柚山といわれた紀伊国阿豆河荘の百姓たちは、荘園領主から賦課された材木を自荘園の柚山からではなく、購入材で納入しようとしている。また、正応二年（一二八九）に大和国の東寺領平野殿荘で起こった事件の顛末によると、興福寺一乗院の「御房人」である同荘下司の治部左衛門尉清重が惣追捕使の右衛門尉清永と鬭諍刃傷に及んだため、一乗院は両人の所職を改易し清重の所領である龍馬場山の山林などを点定したが、これを不法とする荘園領主の東寺は、一乗院が山林を点定するに際して、数百本の松木を削り、それぞれに直法すなわち価格を書き付け、買い付けに来た人々によって切り召されていったと訴えている。

柚山から材木を搬出するための多大な労力が消えることはないもの、ここで確認しておきたいことは、材木の消費者である権門寺社が、十三世紀をくだるにつれて、柚採材搬出の直接的な負担から解放されつつあった、という事実である。

十三世紀を通じて規格材の商業流通は名産地のブランド品を生み出しつつ大きく発展し、それをふまえて権門寺社による造管用材の調達システムは、少なくとも十三世紀半ばから完全に転換した。一部の特注品を柚山から調達することは維持されているが、それとても権門寺社が支配下の荘園に包摂される柚山から採取するのではなく、乱伐の結果か美材を求めめるゆえか、西国では撰津・播磨の近国から美作・阿波などの周縁部における他領所在の柚山からの調達（非規格材が中心）にシフトし、大量の規格品は荘園賦課の用途を使った購入材に依拠するようになったのである。したがって、鎌倉後期の史料用語にみられる「買材木」は、おもに流通材の購入を指しているのであるが、他領主の荘園における柚山からの購入も、実態としては含まれていたと考えるべきであろう。

では、西国方面の柚山で採取された材木が集積・販売され、権門寺社が購入した場所はどこであろうか。

田村憲美氏は十四世紀以降の事例を引きながら、広域的な流通材の調達場所として、小・中型規格材を購入する地域レヴェルの市場と、大型材を発注・調達する「中核的集散地」があることを指摘している。このうち後者に関連して、正応五年五月日聖尊等申状（東大寺宝庫文書、『鎌倉遺文』一七九〇一号）によると、東大寺大勸進の円乗らが「周防材木者、於淀・河尻令沽却」と訴えられており、十三世紀後半の周防で切り出された材木が淀や河尻で売却されていた事実が知られる。

阿波国富田荘に賦課された春日社の御供所造管用材と用途も淀津に集積されており（寛喜二年六月十三日興福寺別会所下文、阿波国庄園文書、『鎌倉遺文』三九九四号）、阿波の材木も小松島津のような地域的積出港から摂津の河尻、そして淀川を遡及して淀津にいたったと考えてよい。⁽²⁷⁾ 事実、正安四年（一一三〇二）の賀茂御祖社の造営では、淀津の沙汰人が造管用材を点取したとして社司から訴えられているし、元応二年（一一三二〇）に同社の造替に際して神主らが調達を指示した造管用材リストには、阿波国那賀山荘大由郷柚から河尻に運搬するよう明記されている。⁽²⁸⁾ 狭義の河尻は淀川と神崎川の合流点に位置するが、より広範囲をさす広義の河尻という用例もあり（後述）、ここでは具体的には尼崎をさすとみてよい。同じ元応年間に春日社の造営材が尼崎で調達されたことを明記する史料が存在するからである。⁽²⁹⁾

淀川との合流点から神崎川の下流域をしめる広義の河尻は、神崎川河口の尼崎を含めて、京都の瀬戸内航路における玄関口であり、背後に広がる播磨・摂津の豊富な山林資源を首都京都に運ぶ積出港でもあった。そこに周防などの中国地方や阿波などの四国地方からの柚採材も加わって西国有数の集散地となり、さらに特定の発注主を持たない柚採材が売却され、京都の権門寺社などが規格品の〈商品流通材〉を調達に来るほ

どの市場を、遅くとも十三世紀末までには形成していたのである。

では、「中核的集散地」たる尼崎は、都鄙間における流通経路上の集積地・備蓄地・出荷地としてのみ把握してよいだろうか。

中世陶器の流通過程を素材として「集散地」概念を提起した近年の学際的研究は、集散地の機能として、窯ごと購入された陶器群のなかから粗悪品を選別したり、商品として出荷されるための最終的な加工が行われることを明らかにした。⁽³¹⁾ つまり、集散地は商品製造の一工程の場でもあり、それを受け持つ技術が配置されていたわけである。尼崎のような西国方面からの材木の中核的集散地においても、同様な想定が可能と考えられるが、その点と関わって注目したいのは、造管用材に焼印で捺される寺院銘の存在である。

近世成立の「阿弥陀寺略縁起」によると、十二世紀末の東大寺再建に際して、「国威」（国印か）と称される「東大寺」銘の焼印が三個製作され、周防（柚）・尼崎（中核的集散地）・東大寺（建築現場）の三地点に配置されたのだという。⁽³²⁾ 類例はほかにもあり、貞応二年（一一二二）創建の京都・大報恩寺（千本釈迦堂）の縁起（近世成立）には、尼崎の富裕な材木商人（成金といわれる）が老僧から同寺の「大光柱」にあてる巨木を受注し、木材の頭の方に「大報恩寺」銘の焼印を捺した霊夢をみたが、その老僧が同寺の仏像に生き写しであったことに奇瑞を感じ、材木を寄進したという話がある。⁽³³⁾ その寺名が捺された大光柱は大報恩寺に現存しているという。国立歴史民俗博物館の所蔵する法隆寺古材の一部にも、「法隆寺」銘の焼印を捺されたものがあるが、いまのところ中世のものである確証は得られない。

寺院縁起類の文献史料も近世以降のものであり、権門寺院の建築用材に寺院銘の焼印を捺す行為が中世に遡及するか否かは今後の検討課題である。ただ、建築用材の現物に発注元の寺院銘を焼き付ける行為が、田村氏の注目する生産現場・流通経路（集散地）・消費現場という三地点、

とりわけ中核的集散地でも中世に行われていたとすると、これは材木調達の方法とその場の性格について考えるうえで、史料学的に大きな手がかりとなるにちがいない。著名な大勧進重源による東大寺再建事業を念頭に、遠方の柚採から畿内への現物運搬という流れを前提にすれば、発注者の特定と運送途中での紛失を恐れて、生産現場で木材に焼印を捺す作業の必要性は容易に理解できるが、運送経路上の中核的集散地や建築の現場において、あえて寺院銘の焼印を材木に捺す理由は容易にみつからないからである。

本章で述べたように、柚の段階では発注主が特定されていない木材の流通が十三世紀を通じて展開し、遅くとも十三世紀末以降は尼崎のような中核的集散地で規格材を購入するケースが増加する。それに応じて、尼崎ではじめて発注主を材木そのものに特定するために、発注主（消費者）の固有名詞を付ける必要があることになる。したがってここでは、単に柚採材が流通過程で備蓄されているだけでなく、柚の段階とは異なる加工が材木に施される、すなわち広い意味での製材にかかわる技術が存在していた可能性が十分に考えられる。

同じく建築現場の木屋でも、中世の絵画資料がシンボリックに伝えるように、最終的な加工が行われていたことは明らかであり、大河直躬氏が多様な道具と製材技術、それを担う工匠集団についても解説を加えている。⁽³⁴⁾ 田村憲美氏の注目する〈近隣材〉の調達と加工作業の関係からいっても、そうした建築現場の木屋に三つ目の焼印が備えられていたとすれば示唆的である。なぜなら、権門寺院の建築現場に近い京都・堀川の市場でも材木を入手することが頻繁にあるように、現場から地域的市場に材木を買い付けに行つて、そこで材木を特定して寺社名等の固有名詞を付けることも十分に想定できるからである。

田村氏の措定する生産（柚山）↓流通（湊津）↓消費（建築）の各現場という捉え方は、巨視的にみればそのとおりであるが、中央の発注主

と柚採材との関係が希薄になる十三世紀後半以降はとくに、柚山から建設現場にいたるプロセスで生産（製材技術とその応用）と消費の関係がもう少し複雑に絡み合いながら存在していたのではなからうか。最後にこの課題にできるかぎりせまってみよう。

③ 中核的集散地にみる技術の社会的配置の変容

ここまで材木の生産地と中核的集散地について中世前期の様相を概観してきたが、そのいづれにも建築作業を実際に担当する工匠（番匠）が直接関与している。十二世紀初頭における法性寺東北院内の堂舎造営では建築を請け負った大工が播磨の大河内柚に、十三世紀後半の山城国高神社造営でも材木購入に際して大工が村落代表とともに材木市場へ、そして十四世紀前半の賀茂別雷社造替でも美作国富美荘の柚山に番匠が、それぞれ必ず赴いている。

大工・番匠が柚山の現場までおもむく理由は、第一に、フシが多いと材木から部材に加工する際に無駄が生じるため、それを柚採りの段階から番匠の目で見極めることが必要とされる。実際、材木のフシが原因で部材加工に支障が出ることは他の事例からも確認できる（後述）。第二の理由は、柚山で百姓たちに採木させると「細木」が多くて無駄がでることから、これも番匠が指導する必要があるという。⁽³⁶⁾ 工匠・番匠はこのように材木の品質を確保するところから責任をもたねばならなかった。

そもそも造管用材の発注は、前述のように工匠が「丈尺を打つ」と表現される測量作業などにもとづいて、部材の種類と寸法を建物ごとに列記したリスト（色目注文）を作成することからはじまる。設計図の存在しないなかで、こうした工匠の意向に立脚した権門寺社の造営にかかる部材リストは、おおむね十一世紀以降いくつか散見される。それらを通覧すると、やはり十三世紀後半を画期として、建物ごとの部材の名称と

寸法に価格が記入されるようになる。⁽³⁷⁾ その一例である、前述した元応二年（一三二〇）の賀茂御祖社造替における材木注文によると、⁽³⁸⁾ 同社は、長講堂領で六条殿にも材木を納入する阿波国那賀山荘大由郷から、材木を代銭三百五十二貫七百度で購入し、淀川・神崎川河口の河尻（おそらくは尼崎）まで運送させているが、その材木の表記方法に着目すると、土居五支 円柱十本 決入板五十一枚 戸板二枚 木負萱負五支 という場合と、

平軸料方尺三支 破風料四寸半板六枚 木舞料七九寸二支 大床桁料尺九寸八支

のように「某料+規格材名」という場合とに大別することができる。前者をA、後者をBとして、正殿、三所社の別に部材名を摘記すると、つぎのようになる。

正殿

- A 土居・円柱・決込板・戸板・木負萱負・梁・桁棟・方立・板敷板・垂木・有壁板・尻衣板・裏板・飛檐・面戸板・檜皮
- B 破風・木舞・大床桁・大床板・肘木・猪子差・鴨居・宇立・葺・間草鼠走・敷居・天井縁・組入・長押・登高欄・梯子・束柱・寸差・寄敷居・平軸・方立・梁桁・足固下桁・柱貫

三所社

- A 土居・円柱・土居鼻板・角柱・梁・差鴨居・垂木・飛檐・破風板・長押・決込板（懸魚を加える）・板敷板・大床板・檜皮
- B 桁棟・木負萱負・木舞・宇立・猪子差・肘木・天井縁・有壁・裏板・足固下桁・大床桁

さらに、正殿と三所社それぞれのBの部材にあててことを指定された規格材の種類（名称）を摘記しよう。

正殿のB 四寸半板・七九寸・尺九寸・四寸半板・方尺・尺八寸・樽・

正木・八九寸・牛間檜樽・大檜樽・阿波檜樽・角柱・六

八寸・方五寸・三寸半板・熊野木

三所社のB 七九寸・八九寸・正木・阿波檜樽・三寸半板・檜木四
五

同じ阿波国の阿波檜樽はともかく、阿波国那賀山荘では生産されない牛間檜樽（周防国牛島）・熊野木といった他地域のブランド材が指定されている。さきにふれた鎌倉末期における造管用材の調達方法にしめる社領荘園の補助的役割への転化と表裏の関係をなす現象である。これに加えて、古代から存在している一般的な部材の多くに規格材を指定していることから、この権門寺社による造管用材注文は、広域的な（流通商材）を完全に組み込んだ造管用材調達方式の確立を典型的に示しているといえよう。

阿波における柚山の現地で建築用途を特定した各種の規格材を調達し、中核的集散地たる尼崎に搬出させる。この搬出方式や材木の加工状況を直接示す史料はもちろん、京都の建築現場にどのような状態の材木が送られたのかを明示する史料はみあたらないが、二十数年後の貞和三年（一三四七）の造替時に、同じく賀茂御祖社が尼崎に領有する長洲御厨から数回に分けて造替用材を運送させた際の送状が複数残されている。⁽³⁹⁾ それらによると、柚採材はやはり美作・播磨の柚山から調達されたとし、⁽⁴⁰⁾ 尼崎で購入されたとおぼしきブランド材を含む規格材には価格が記されている。こうした興味深い造管用材送状群の概要を表に整理した。

ちなみに、このときの賀茂御祖社造替は、貞和二年四月から八月までの工期を予定したが犬死穢で延引し、貞和三年九月初頭の仮殿上棟と正殿木作始にはじまり、再び工事の延引を経て、貞和四年末に新造なった正殿への御神体の渡御を行った。⁽⁴⁰⁾

このスケジュールを参照しつつ表をみると、第一に、尼崎から京都への材木運送は、移殿の用材が集中的に送られていることに象徴されるように、建設作業の進捗状況にある程度タイアップしていることが読み取

れる。そして第二には、尼崎から送られる材木には、もはや規格材の記述はおろか、部材ごとの寸法は一切記されておらず、部材名と分量しかないことに気づく。これは、前回の造替時における用途を特定した規格材が柚から搬出される段階、たとえば木舞用の七九寸木、何々用の四五木といった規格材そのままの状態ではなく、京都の建設現場に到着してどの部材になるかが判別しうる材木の状態であったことがうかがえる。

規格材から一歩進んで、各部材に適した中間的な加工を行い得た場所は、各送状が作成された中核的集散地たる尼崎以外に想定しにくい。そして京都の建設現場では、尼崎で二次的に加工された状態から、中世の絵巻にしばしば描かれる材木小屋で最終的な加工を行い、部材を完成させるのみであった、と考えるべきではなからうか。

すでに建築史研究者が指摘しているように、そもそも最初の造営用材注文に記された部材の寸法は出来上りのそれではなく、ある程度の余裕が見込まれている⁽⁴²⁾。柚山や木屋の段階で製材された規格材に一定度の見込みが含まれ、それらが中核的集散地において個々の部材に即した中間的な加工を受けて、建設現場で最終的な部材加工が行われる。このような大きく三段階にわたる製材過程を想定すると、当然のことながら柚山や木屋、建設現場だけでなく、中核的集散地においても材木加工ともなう端材が生じることになる。さらに、前章でふれた十三世紀末における平野殿荘の松林での商人による「山ごと一括買い付け」ともいえるべき状況も勘案すると、柚や近隣の木屋の段階では製材せずにほとんど丸太に近い状態で搬出し、尼崎のような中核的集散地において規格材に加工することも十分に考えられる。その場合、尼崎には運送のみならず製材に関する技術の担い手が配置、育成され、あわせて大量の端材が蓄積されることになる。

すでに戸田芳美氏が指摘しているように、尼崎を拠点とする尼崎番匠が鎌倉後期からの活動を前提として暦応元年（一三三八）の史料に初見

し、そこから神崎番匠が分立していくなど、尼崎は材木の集積・備蓄・搬出だけでなく建築技術をもった番匠の活動拠点ともなっていた⁽⁴³⁾。その歴史的な背景には、尼崎の木屋から材木運送の間丸や材木商が発展すると並行して、これまで述べてきたような、造営用材の製材段階から関与する工匠・番匠の活動と流通商品材の展開による尼崎での製材・加工技術の配置やそれらの独自の成長との結合があるのではなからうか。

また、そうした中世の尼崎をめぐる広義の用材生産技術や端板の発生という状況との関わりから注目したいのは、大村拓生氏が『弁官補任』紙背文書中の十三世紀初頭の藏人所牒案を再検討することを通じて、中世の「河尻」が尼崎や西宮、棕橋荘檜物などを包摂する地域呼称であり、この河尻を商圏とする河尻檜物商人の存在をあとづけたことである⁽⁴⁴⁾。

中世前期の河尻檜物商人は、諸国散在檜物商人とは区別される当該地域を拠点的に活動する商人であり、彼らの扱う檜物の生産も河尻エリアで行われていた可能性が高い。河尻内に属する棕橋荘檜物が檜物の生産拠点のひとつと想定され、十四世紀に尼崎からの材木運送との関係で撰津の勝尾寺へ寄進された神崎川流域の長島⁽⁴⁵⁾（現在の豊中市長島付近）にほど近いことから、河尻檜物商人の商う檜物生産と尼崎での製材・材木加工との有機的な結びつきは今後の検討対象となりうる。淀川中流域に立地する談山神社の鶴殿関の文安三年（一四四六）八月銭納日記から判明する、尼崎で購入された樽の生産との関係分析も同様である。

広域的な流通商品材の展開にともなう中核的集散地の機能発展と、それに関連する生業展開の可能性を強調するために、これまで尼崎とその周辺に視点を集中させてきたが、柚の例でも網野善彦氏が注目したように、十三世紀の修理職領近江国田上柚では車輪を作る工人、田上輪工の活動が知られる⁽⁴⁶⁾。この田上柚は、前述した八世紀の正倉院文書に石山寺造営用材の生産地として登場する田上山を中心としていたことはまちがいない、古代以来の畿内近国における柚山での製材技術と木材が新たな

材木名称/日付	3月15日	4月14日	4月17日	5月14日	7月4日	8月16日	9月5日	11月24日	日付欠
木法師御柱	2本								
小長押	13支								
指鴨居	1支								
天井縁	8支			6支					
長長押	5支								
指鴨居	2支(4支料)								
宇立正板	1支(2支料)								
宇立	1支								
敷居	2支(1支別2支料)								
満櫓	1支(2支料)								
庇柱	7本								
垂木(美作袖)	17支(1支別2支料)	6支							
垂木(美作袖)	1支	2支		50支					
大床柄柱	3支(1支別2支料)								
飛檐	1支			99支					
飛檐	1支(4支料)								
すさえ(美作袖)		2支							
短長押(美作袖)		1支							
柱(播磨袖)		11本(1本2支料)							
土居(播磨袖)		8支							
足固(播磨袖)		3支	1支	3支					
大床桁(播磨袖)		2支							
法立正板(播磨袖)		1枚	1枚(柱貫2支)						
決込(美作袖)		10枚(2支料)							
樽 南殿		10支							
角柱 參色		20本							
一坪板		100枚							
妻戸板		4枚							
桁木		4支							
三間板(三寸間板)		5枚			1枚				
棟木			3支						
足固			4支(2支料)						
木負			4支						
又木負			1支(柱貫1支)						
柱貫			19支						
大床桁			1支(2支料)						
下桁			2支(1支別4支料)						
又柱貫			1支(4支料)						
又下桁			1支(3支料)×2						
庇垂木			1支(4支料)						
大床側耳板			1枚		2枚				
又庇垂木			1支(6支料)						
板敷板			1枚						
大床耳板			3枚						
破風板			2枚						
向耳板			2枚						
土居破風板			1枚						
又下桁			1支(柱貫1支)						
庇垂木			1支(5支料)						
角柱 李杉			20本						
檜樽 李杉			90支						
決込板				12枚					
内壁				112枚					
梁桁				6支					
登高欄				3支					
梯子				2支					
下桁				2支					
内板				2枚					
ひわのこう				60枚					
犬躰冠木				3支					
冠木 西大工				2支					
戸板					6枚				
杉敷板					15枚				
土居端板					2枚				
大床奥杉					5枚				
決込杉					49枚				
移殿 壁正板					60枚				
移殿 決込					□枚5枚(2枚料)				
飛檐					1支(2支料)				
寸指					1支(2支料)				
有壁板					3枚				
角柱					37本				
樽					200支				
ささの濱板					20枚				
移殿 土居						5支			
移殿 円柱						1本			
移殿 棟木						3支			
移殿 裏板						107枚			

移殿 角柱	3本	
移殿 幣軸	2支	
移殿 梁下檜栂	18支	
移殿 下桁	2支(4支料)	
移殿 長押	2支	
正殿 有壁	3支	
正殿 裏壁	19支	
正殿 垂木	23支	
正殿 飛檐	7支	
正殿 梯子	3支	
正殿 足固	6支	
移殿 決込	3枚	
桁	1支	
大床桁	3支	
高欄平桁	2支(高欄)	
方立板	1枚	
下桁	1支	
擬首束	1支	
板敷	2枚	
大床下板	2枚	
借葺檜栂	80支(檜)	
大床奥板	2枚	
決込板	6枚	
葺栂	325□(葺栂)	
瓦板	6枚	
裏壁		8枚
梯子		2支
垂木		1支(2料)
垂木		1支(3料)
擬首束		1支(4料)
下桁		2支
方立正板		1支(2料)
大床桁		1支
大床桁(掃磨)		1支(3料)
高欄平桁		1支
高欄平桁(掃磨)		1支
幣軸		2支(6枚料)
飛檐		3支
きの□れ		1支
板敷(掃磨)		2枚
破風(美作)		3枚
大床桁(美作)		1支
垂木(美作)		3支(下段と1支内)
飛檐(美作)		1支(1支内)
梁(美作)		1支(下段と1支内)
垂木(美作)		1支(1支内)
板敷板(掃磨)		7枚
飛檐		1支(2料)
飛檐		1支(2料)
幣軸(掃磨)		2支
梁桁(美作)		1支(2料)
垂木		2支
飛檐		1支(下段と1支内)
天井縁(美作)		2枚(1支内)
板敷板		5枚(下2段と1支内)
飛檐		2枚(1支内)
決込		1枚(1支内)
決込		1枚(2枚料)
安芸四五		100支(2貫100文)
小松柱		24本(400文)
葺栂		500枚(2貫100文)
檜皮		222□
八九寸		115支
賀茂庄木		60支
安芸四五		125支
葺栂		2000支
大瀧柱		50本
岩国四五		30支
チタ木		5支
阿波檜栂		5支
庇後板		
後壁		
板一枚 垂木		1支(6枚料)
〃 飛檐		2支内28枚
板一枚 後壁板		3支
板一枚 移殿決込		1支
〃 飛檐		18枚
板一枚 正日後壁		2枚
〃 □□		3支
		3枚
		□□

生業に結びついた可能性が考えられよう。

首都京都の建設現場においても、大量の端材が生じる。さきふれた十四世紀前半における賀茂別雷社の遷宮記⁽⁴⁷⁾によると、美作の杣山から淀を経て到着した用材の一部を使い、事前に陰陽寮の頭・助のアドバイスを受け、内々の風記に則って手斧始の儀式を行ったが、その際には材木管理と最終加工を行う小屋で長押用材材の「はな」(端)を切り、それを陰陽師が祓い賀茂社神人たちが物忌川で濯ぐ行為が重要な意味をもっていた。この「端を切る」というのは、杣から材木を運送するための縄を括り付ける穴、いわゆる鼻ぐりの存在する部分を切り落とす行為ではなからうか。

すでに運送の必要がなくなり、鼻ぐりの穴を含めた材木の先端部分を切り取る行為が建設現場で実際に行われていたことは、十四世紀前半に制作された『春日権現験記』巻一の描写に明らかである。ここでは、他の中世絵巻によくみられる番匠の作業を手伝う童たちの姿に交じって、穴の空いた材木の端切れとかんな屑を取りまとめて運搬する童たちがはつきりと描かれている。

中世の工匠組織は基本的に家族的徒弟集団によって構成されており、具体的な建築技術もそのなかで継承されていった⁽⁴⁸⁾わけ、建築現場で生じた端材やかんな屑なども彼らの手により燃料として京内で売られたり、彼らの副業に利用されたりしたのではなからうか。十五世紀初頭の事例になるが、伏見宮貞成の邸宅に修造等で頻繁に出入りする大工源内次郎が琵琶の修理を行っている(『看聞日記』応永二十四年十月十三日条)。首都京都やその近郊においては、番匠たちによって造管用材の余材・端材が再利用されうる機会は少なかつたと思われる。

このような観点からすると、権門寺社の立地する地域内の堀川の材木市場が成立し存続するにあたって、平安京造営以来の材木(おもに丹波・近江の産出)の集積・備蓄から売買空間への発展、という位置づけ

のみでは十分とはいえない。たとえば、十三世紀半ばの藺城寺造営にあつて、鎌倉幕府の全面的な支援体制のもとで京都「南座」に用材を集め、木造始を近江の建設現場でなく京都で行っている事実がある⁽⁴⁹⁾。大量消費地である首都京都のなかにあつても、個々の寺社造営の現場に解消しえない次元での技術の需要とその担い手がたえず同居するようなかたちで、流通の末端に位置する市場が成立していたのではなからうか。

必ずしも明証の得られない史料の状況下であえて推測を重ねることに終始したが、本章までに提起した論点をまとめよう。

中世前期の寺社造管用材が移動する杣山↓中核的集散地↓建設現場は、おおむね生産・流通・消費の流れに対応するものではあるが、とくに十三世紀半ば以降の広域的な(流通商品材)の展開にともない、中核的集散地においても生産の技術とその担い手が立地・成長し、全体的には材木をめぐる技術の社会的配置が変容していく。それに応じて、杣山・中核的集散地・建設現場の各段階に見合った造管用材の生産・消費活動と建築技術に隣接する他の生業とが、木を共通の素材としながら重層的に存在するようになる、と想定される。

おわりに

中世権門寺社の造営に使用される材木の調達プロセスを論じながら、ほんらいは一体的に存在していたはずの運送技術についてはまったくふれることができなかつた。杣山を始点とした筏流しによる材木の搬出・運送については、すでに黒田日出男・保立道久氏らの先行研究があるが、これに本稿でも論及した尼崎の材木送状など、瀬戸内海沿岸諸国の関係史料に散見される船を使った材木運送の実態をあわせて、材木の移動そのものにかかわる技術とその担い手についても分析を進めていく必要がある。

また、材木の生産技術にしても、肝心なその中身については詳細に解明することができず、それと工匠集団による建築技術の継承を組み合わせた議論を展開することが今後の課題である。十二世紀末の東大寺再建事業で重源が宋人から修得したというロクロの技術ひとつとっても、『法然上人絵伝』などに描写がある一方で、本稿でふれた鎌倉末期の賀茂別雷社造替時には、わざわざ奈良番匠を招聘して用材を整え、仮殿を移動するためのロクロを設営している経過が図入りで遷宮記にこと細かに記録されている。中世の南都に継承されていたとも考えられるロクロ技術とその担い手を考えるうえで、一部に残る中世のロクロの実例も含めて絶好の研究素材といえよう。

このようにいずれもモノのレヴェルに立ち返りながら、本稿でわずかに試みたごとき文献史料の分析をさらに精緻化し、これまであまり注目されていない社寺の造替記・遷宮記などの記録と既知の文書史料を併用した検討は、他日を期すことにしたい。

註

- (1) 最新の研究として、柴原水遠男「石山寺増改築工事の財政と銭貨」(『金融研究』日本銀行金融研究所、二〇〇五年)。
- (2) 代表的な研究に新城常三「中世水運史の研究」(塙書房、一九九四年)がある。
- (3) 田村憲美「中世「材木」の地域社会論」(『日本史研究』四八八、二〇〇三年)。以下、田村氏の見解を引用する際は、とくに断らないかぎり、この論文による。
- (4) 高橋一樹「中世荘園制と鎌倉幕府」(塙書房、二〇〇四年)。
- (5) 赤松俊秀「柚工と荘園」(『古代中世社会史研究』平楽寺書店、一九七三年)。
- (6) 五月二十五日後鳥羽上皇院宣案(播磨清水寺文書、『鎌倉遺文』補四八〇号)。
- (7) 『小右記』治安三年七月二十日条。
- (8) (元弘三年カ) 九月二十二日赤松円心書状(安積文書、『鎌倉遺文』三二五七三号)、延元元年□月廿一日光俊年貢米借用状(大徳寺徳禪寺文書、『兵庫県史料編中世七』、『栞拾集』(『兵庫県史』史料編中世四)など)。
- (9) 仁安三年七月七日後白河院序下文(国立歴史民俗博物館所蔵「田中稜氏旧蔵典籍古文書」)。
- (10) 長承元年九月二十三日官宣旨案・嘉応三年四月十七日官宣旨案(東京大学史料編纂所蔵廣田社旧記、平二二四〇・平三三七五)。保立道久「海からみた川山からみた川」(『月刊百科』二五九、一九八四年)を参照。なお、『吉記』承安四年二月十七日条に「廣田社神人訴事」とあるのも関連する。
- (11) 市沢哲「院願寺の造営に関する一考察」(『神戸大学史学年報』二号、一九八七年)、丸山仁「院政期における御願寺造営事業」(『院政期の王家と御願寺』高志書院、二〇〇六年)。
- (12) 川端新「荘園制成立史の研究」(思文閣出版、二〇〇〇年)。
- (13) 建仁元年三月日伊賀国在庁官人解案(東大寺文書、『鎌倉遺文』一一九一号)、同年四月日伊賀国在庁官人等申状案(東大寺文書、『鎌倉遺文』一一九六号)。
- (14) 戸田芳実「山野の貴族的領有と中世初期の村落」(『日本領土制成立史の研究』岩波書店、一九六七年。初出は一九六一年)。
- (15) 高橋一樹「王家領荘園の立荘」(前掲「中世荘園制と鎌倉幕府」。初出は一九九九年)。なお、神野真国荘の柚と住人については、上横手雅敬「武士団の成立」(『日本中世政治史研究』塙書房、一九六〇年。初出は一九五六年)が詳しい。
- (16) 酒井紀美「村落間相論の作法」(『日本中世の在地社会』吉川弘文館、一九九九年。初出は一九九一年)。
- (17) 黒田日出男「中世的河川交通の展開と神人・寄人」(『日本中世開発史の研究』校倉書房、一九八四年。初出は一九八〇年)。以下、黒田氏の見解を引用する際は、この論文による。
- (18) 前掲柴原水遠男「石山寺増改築工事の財政と銭貨」を参照。
- (19) 天喜三年十一月十三日安倍友高解(百卷本東大寺文書、『平安遺文』七三八号)や天永元年十月二十六日東大寺大仏殿多聞天損色等注文(東南院文書、『平安遺文』一三三三号)。
- (20) 『愚管抄』巻五。
- (21) 吉川聡・遠藤基郎・小原嘉記「東大寺大勧進文書集」の研究」(『南都仏教』九一、二〇〇八年)。
- (22) 田村憲美「文永九年山城国高神社造営流記について」(『鎌倉遺文研究』九、二〇〇二年)。
- (23) 牛間檜樟は後掲する元応二年の賀茂御祖社造替関係史料による。「牛間」は牛島で、寛治四年七月十三日賀茂御祖社領荘園十九ヶ所・御厨九ヶ所のうち佐河牛島御厨と考えられる。また、「山国木」「安芸四五」は後掲する貞和三年(一三四七)の賀茂御祖社遷宮材木送状による。なお、宝治元年六月日高野山衆徒申状(高野山文書統宝簡集、『鎌倉遺文』六八四九号)に、高野山蓮華浄院領である阿波国穴喰荘は所当年貢を弁済せず、わずかに山海雑物と杉小樽のみを進上

- していたとある。
- (24) 須磨千頼「賀茂社嘉元三年遷宮記」(『賀茂文化研究』第三号、一九九四年)、同「賀茂別雷神社」(嘉元三年御遷宮記)、『賀茂文化研究』第四号、一九九五年。尾上陽介「賀茂別雷神社所蔵『賀茂神主経久記』について」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一一号、二〇〇一年)もあわせて参照した。
- (25) 貞応三年九月廿日行慈書状(神護寺文書、『鎌倉遺文』三三〇一号)、弘長元年十一月日紀伊国阿弔河莊々官百姓等請文(高野山文書又続宝簡集、『鎌倉遺文』八七四三号)。
- (26) 正応二年二月日平野殿莊雜掌重申状案(東寺百合文書)。菱沼一憲氏のご教示による。本文書は前掲『鎌倉遺文研究』九号の『鎌倉遺文』未収録「東寺百合文書」(9)で翻刻されており、その積文も参照した。当該相論の詳細は高木徳郎「莊園制展開期における山野の「領有」と相論」(『日本中世地域環境史の研究』校倉書房、二〇〇八年。初出は二〇〇二年)を参照。なお、元徳三年二月の山城海住山寺禁制案(海住山寺文書、『鎌倉遺文』二七七〇八号)にも、対価を受け取って柚材木を伐用することは一切停止する旨が記されている。
- (27) 綿貫友子「紀伊水道およびその周縁部における中世海道・流通の研究」(科学研究所補助金報告書、二〇〇八年)。なお、淀津については、大村拓生「淀と淀川交通」(『中世京都首都論』吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (28) 鴨脚秀文文書「正安四年遷宮記」所収の賀茂御祖社司解断簡(東京大学史料編纂所架蔵の影写本による)。
- (29) 本文書は下鴨神社文書を典拠に『鎌倉遺文』二七五六二号として紹介されているが、『鎌倉遺文』の編者が確認した文書の内容はごくわずかな抄録である。本稿では、未紹介の個人蔵「賀茂社古文書」に含まれる本文書(一部に欠失あり)を参照している。本文書を含む新出「賀茂社古文書」の全貌は所蔵者の意向により後日あらためて紹介する機会をもちたい。
- (30) 前掲新城常三「中世水運史の研究」。
- (31) 矢田俊文・竹内靖長・水沢幸一編「中世の城館と集散地」(高志書院、二〇〇五年)。
- (32) 『尼崎市史』第一卷第四章第一節(戸田芳実執筆担当、一九六六年)。
- (33) 前掲『尼崎市史』第一卷第四章第一節。
- (34) 大河直躬「番匠」(法政大学出版局、一九七一年)。
- (35) たとえば、前掲「賀茂社嘉元三年遷宮記」をみても、堀川の材木市場での造営用材の購入が頻繁に行われている。堀川の材木市場付近の情景は、『一遍聖絵』巻七にある筏流しの描写からうかがうことができる。
- (36) 前掲「賀茂社嘉元三年遷宮記」および「嘉元三年御遷宮記」。
- (37) 嘉元二年七月日東大寺大垣修理所注進状(狩野亨吉蒐集文書、『鎌倉遺文』二一九二八号)など。
- (38) 前掲「賀茂社古文書」所収元応二年八月日賀茂御祖社造替材木注文案。
- (39) これまでは、内閣文庫所蔵「賀茂御祖皇大神宮諸国神戸記」に書写された、貞和三年三月十五日付け・同年四月十四日付け・同年四月十七日付けの賀茂御祖社遷宮材木送状写三通を「尼崎市史」第四巻が翻刻しているのみであったが、このうちの四月十七日付けを含む、五月十四日付け・日付欠・七月四日付け・八月十六日付け・九月五日付けの正文六通が前掲の個人蔵「賀茂社古文書」に収蔵されていることが判明した。ここでは正文の記述内容を表にまとめるだけにとどめ、全体の紹介は所蔵者の意向により後日あらためて行うこととしたい。
- (40) このときの賀茂御祖社造替のスケジュール等については、鴨脚秀文庫所蔵「下鴨社遷宮記」(貞和四年、東京大学史料編纂所架蔵の影写本によった)による。
- (41) 『春日権現験記』卷一や『石山寺縁起』卷一、「弘法大師行状絵詞」卷九、「真如堂縁起」、「法然上人絵伝」など枚挙に遑がない。なお、前掲大河直躬「番匠」、遠藤元男編「ヴィジュアル史料 日本職人史」第一巻職人の誕生(雄山閣出版、一九九一年)の「住まいと造作」も参照した。
- (42) 後藤治・藤田盟児・光井涉「平安時代の造営文書による寝殿造付属堂の復原」(『建築史学』第十六号、一九九一年)。清水擴「造営文書による寝殿造邸宅内一建物の復原試案 細殿との関係において」(『建築史学』第二十四号、一九九五年)。谷重雄「上賀茂神社嘉元造替の本殿」(『建築史学』第二巻第四号、一九四〇年)。この三論文は、専門性の高い建築部材の名称や実際の建築物における位置などについて理解するうえで大きな導きの糸となった。
- (43) 『尼崎市史』第一卷第四章第二節(戸田芳実執筆担当、一九六六年)。
- (44) 大村拓生「河尻の檜物商人」(『尼崎市立地域研究史料館紀要』第三五巻第二号、二〇〇六年)。
- (45) 前掲『尼崎市史』第一卷第四章第一節。
- (46) 網野善彦「宇治川の網代」(『中世の天皇と非農業民』岩波書店、一九八四年)。
- (47) 註(40)に同じ。
- (48) 浅香年木「工匠座の成立と初期の構造」(『日本古代手工業史の研究』法政大学出版会、一九七一年。初出は一九六九年)、同「工匠集団の構造」(『日本古代手工業史の研究』法政大学出版会、一九七一年。初出は一九六四年)。前掲大河直躬「番匠」。仲村研「中世の大工・刀工・鋳物師と技術」(三浦圭一編「技術の社会史」第一巻、有斐閣、一九八二年)。
- (49) 七月七日権寺主寛「奉書など醍醐寺所蔵『諸尊道場観集』紙背文書に關係史料がみえる(田中稔「醍醐寺所蔵『諸尊道場観集』紙背文書(上)(下)』」醍醐寺文化財研究所研究紀要』第六号・第七号、一九八四年・一九八五年)。
- (50) 前掲黒田日出男「中世的河川交通の展開と神人・寄人」および前掲保立道久

「海からみた川 山からみた川」。

(国立歴史民俗博物館研究部
二〇〇九年七月一五日受付、二〇一〇年一月二三日審査終了)

The Social Positioning of Technologies Seen in the Procurement of Timber for the Temples and Shrines of the Ruling Elite Focusing on the Early Middle Ages

TAKAHASHI Kazuki

This paper discusses the changes to the system for procuring timber for the construction of temples and shrines for the ruling elite in the early part of the Middle Ages, as well as the social positioning of their underlying technologies. The study is based on the findings of previous research on the production, distribution and consumption of construction timber in the latter part of the Middle Ages.

This study shows that at around the second half of the 13th century the system for the procurement of construction timber changed accompanying growth in commodities distributed over a wide area and growth in the trading of timber around the Kinki region during the period spanning the end of the Ancient period through the beginning of the Middle Ages. This occurred against a backdrop of changes in the social functions of central distribution centers whose functions went beyond the accumulation, stockpiling and trading of goods. In this context, this paper also addresses issues concerning the development of technologies associated with the sawing and processing of timber in its broader sense and the people who provided such technologies, as well as the relationship that existed between these people and other occupations that also used timber.

The same perspective may also be applied to mountain forests and construction sites in urban centers. Although in the Middle Ages vague channels for the production, distribution and consumption of timber between urban and rural communities existed, these functions were combined in timberland areas, central distribution centers and construction sites, though the ratios of each function at each site varied. In this sense, we cannot overlook the fact that even though in medieval society technologies for the “sawing of timber” and “transportation” were underpinned by specific spaces and people, it would seem that they were not completely separate socially.

The next step, therefore, is to examine the specific practices and continuation of technologies for each of the aspects of production, distribution and consumption of timber that were combined in the Middle Ages and integrated magical practices, including a thorough analysis of historical materials referred to for this study.

Key words: Middle Ages, timber, technologies, temples and shrines, occupations
